

令和2年度

決 算 報 告 書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日

社会福祉法人 F l o w e r

法人税・地方法人税・消費税の電子申告完了報告書



社会福祉法人F l o w e r 殿

P - 1
令和 3年 5月28日

のばた合同税理士法人

TKC電子申告システム(e-TAX1000)を用いて、貴社の消費税の電子申告を完了しましたので、ご報告いたします。

1. 電子申告の内容

(1) 納税者情報

所 轄 税 務 署	松任税務署
納 税 地	石川県白山市田中町123番地10
法 人 名	社会福祉法人F l o w e r
代 表 者 氏 名	高 畠 樹

(2) 法人税・地方法人税の電子申告

電 子 申 告 日		申 告 の 種 類	
事 業 年 度		電 子 署 名	代表者: 有・無

(3) 消費税の電子申告

電 子 申 告 日	令和 3年 5月28日 (09時55分31秒)	申 告 の 種 類	確定申告 (8種類)
課 税 期 間	令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日	電 子 署 名	代表者: 有・ <u>無</u>
中間申告の対象期間			

2. 国税庁(国税受付システム)からの「受信通知」の内容

【 消費税の受信通知 】
提出先: 松任税務署
利用者識別番号: 2476091611310059
氏名又は名称: 社会福祉法人F l o w e r
代表者等氏名: 高 畠 樹
受付番号: 20210528095531244212
受付日時: 令和 3年 5月28日 (09時55分31秒)
種目: 消費税申告書
申告の種類: 確定
課税期間 自: 令和02年04月01日
課税期間 至: 令和03年03月31日
課税標準額: 94,632,000円
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額: △1,262,929円
還付申告について: 還付申告の処理は、提出が必要な添付書類が税務署に到着してからとなります。別途提出が必要な場合は、添付書類に送付書を添えて早めに提出願います。

令和 3年 5月28日

社会福祉法人F l o w e r

殿

3. 電子申告・別途送付書類

行	送信・添付書類名
1	< 消費税の電子申告書類 >
2	消費税申告書 (一般用)
3	消費税申告書 付表 1 - 1
4	消費税申告書 付表 1 - 2
5	消費税申告書 付表 2 - 1
6	消費税申告書 付表 2 - 2
7	消費税の還付申告に関する明細書 (法人用)
8	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 (消費税)
9	税務代理権限証書
10	以上
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

電子申告完了済

[電子申告(受付)日時: 2021/05/28 09:55:31 受付番号: 20210528095531244212]

G K 0 3 0 4

令和 年 月 日	松任 税務署長殿
納税地	石川県白山市田中町123番地10 (電話番号 076 - 275 - 7007)
(フリガナ)	シャカフクシヨウフワー
法人名	社会福祉法人F l o w e r
法人番号	5 2 2 0 0 0 5 0 0 7 9 8 8
(フリガナ)	タカバタケ タツル
代表者氏名	高島 樹 (印)

※	一連番号	0 0 5 4 2 4 5 8
所管	要否	整理番号
申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定
通信日付印	確認印	
指 導 年 月 日	相 談 区分1 区分2 区分3	
令和 年 月 日		

法人用

第一表

自 平成 2 年 4 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算	
果税標準額	① 9 4 6 3 2 0 0 0 03
消費税額	② 6 0 3 7 1 2 2 06
控除過大調整税額	③ 07
控除対象仕入税額	④ 7 0 2 2 2 6 6 08
返還等対価に係る税額	⑤ 09
貸倒れに係る税額	⑥ 10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 7 0 2 2 2 6 6
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ 9 8 5 1 4 4 13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨ 15
中間納付税額	⑩ 16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪ 17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫ 18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額 ⑬ 19
差引納付税額	⑭ 20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮ 9 4 6 3 3 2 7 5 21
	資産の譲渡等の対価の額 ⑯ 3 9 0 6 8 5 5 1 6 22
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 ⑰ 9 8 5 1 4 4 51
	差引税額 ⑱ 52
譲渡割合	還付額 ⑲ 2 7 7 7 8 5 53
	納税額 ⑳ 0 0 54
中間納付譲渡割合	㉑ 0 0 55
納付譲渡割合 (㉑-㉒)	㉒ 0 0 56
中間納付還付譲渡割合 (㉑-㉒)	㉓ 0 0 57
この申告書が修正申告である場合	既確定税額 ㉔ 58
差引納付譲渡割合	㉕ 0 0 59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖ - 1 2 6 2 9 2 9 60

②⑥= (⑪+⑲) - (⑧+⑫+⑮+⑳)・修正申告の場合②⑥=⑭+⑳

②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	個別対応式 一括比例式 配分方式		41
	上記以外	全額控除		
基準期間の課税売上高	63,699千円			
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 石動信用 金沢出張所 農協・漁協 本所・支所			
普通預金	口座番号	0121723		
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-			
郵便局名等				
※税務署整理欄				

税理士署名押印	のばた合同税理士法人 税理士 野島 浩美 (印) (電話番号 076 - 298 - 6299)
---------	--

☐	税理士法第30条の書面提出有
☐	税理士法第33条の2の書面提出有

課税標準額等の内訳書

整理番号 0 0 5 4 2 4 5 8

法人用

納税地	石川県白山市田中町123番地10 (電話番号076 - 275 - 7007)
(フリガナ)	シカワシホシナカジョウ
法人名	社会福祉法人Flower
(フリガナ)	シカワシホシナカジョウ
代表者氏名	高島 樹

改正法附則による税額の特例計算

軽減売上割合(10営業日)		附則38①	51
小売等軽減仕入割合		附則38②	52
小売等軽減売上割合		附則39①	53

自平成24年4月1日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至令和3年3月31日

中間申告 自平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至令和 年 月 日

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額 ※申告書(第一表)の①欄へ	①	十兆千百十億千百万千百十一円	01
------------------------	---	----------------	----

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤	8 6 1 6 5 3 7 6	05
	7.8 % 適用分	⑥	8 4 6 7 8 9 9	06
		⑦	9 4 6 3 3 2 7 5	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額 ※申告書(第一表)の②欄へ	⑪		6 0 3 7 1 2 2	21
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮	5 3 7 6 6 9 6	25
	7.8 % 適用分	⑯	6 6 0 4 2 6	26

返還等対価に係る税額 ※申告書(第一表)の⑤欄へ	⑰			31
⑰の内訳				
売上げの返還等対価に係る税額	⑱			32
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲			33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	- 9 8 5 1 4 4	41
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒	- 6 1 6 1	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	- 9 7 8 9 8 3	44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		2・4・1～3・3・31	氏名又は名称	社会福祉法人Flower
区 分	旧 税 率 分 小 計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X + D + E)
課 税 標 準 額	① 付表1-2の①X欄の金額 円 0 0 0	円 86,165,000	円 8,467,000	円 ※第二表の①欄へ 94,632,000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① 付表1-2の①-1X欄の金額 1	※第二表の⑤欄へ 86,165,376	※第二表の⑥欄へ 8,467,899	※第二表の⑦欄へ 94,633,275
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	① 付表1-2の①-2X欄の金額 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ
消 費 税 額	② 付表1-2の②X欄の金額	※第二表の⑮欄へ 5,376,696	※第二表の⑮欄へ 660,426	※第二表の⑪欄へ 6,037,122
控 除 過 大 調 整 税 額	③ 付表1-2の③X欄の金額	(付表2-1の⑮+⑯D欄の合計金額)	(付表2-1の⑮+⑯E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額	④ 付表1-2の④X欄の金額 6,161	(付表2-1の⑭D欄の金額) 1,017,304	(付表2-1の⑭E欄の金額) 5,998,801	※第一表の④欄へ 7,022,266
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤ 付表1-2の⑤X欄の金額			※第二表の⑰欄へ
⑤ 売上げの返還等の対価に係る税額	⑤ 付表1-2の⑤-1X欄の金額 1			※第二表の⑱欄へ
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ 付表1-2の⑤-2X欄の金額 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑲欄へ		※第二表の⑲欄へ
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥ 付表1-2の⑥X欄の金額			※第一表の⑥欄へ
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦ 付表1-2の⑦X欄の金額 6,161	1,017,304	5,998,801	※第一表の⑦欄へ 7,022,266
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ 付表1-2の⑧X欄の金額 6,161	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ 5,338,375	※⑪E欄へ 5,344,536
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨ 付表1-2の⑨X欄の金額 0	※⑫E欄へ 4,359,392	※⑫E欄へ	※⑫E欄へ 4,359,392
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)	⑩ 付表1-2の⑩X欄の金額			※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ -985,144
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑪ 付表1-2の⑪X欄の金額 6,161		⑧D欄と⑧E欄の合計金額 5,338,375	⑧D欄と⑧E欄の合計金額 5,344,536
差 引 税 額	⑫ 付表1-2の⑫X欄の金額 0		⑨D欄と⑨E欄の合計金額 4,359,392	⑨D欄と⑨E欄の合計金額 4,359,392
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬ 付表1-2の⑬X欄の金額 -6,161		※第二表の⑳欄へ -978,983	※マイナスの場合は第一表の⑰欄へ ※プラスの場合は第一表の⑱欄へ ※第二表の㉑欄へ -985,144
還 付 額	⑭ 付表1-2の⑭X欄の金額 1,662		⑪E欄×22/78 1,505,695	⑪E欄×22/78 1,507,357
納 税 額	⑮ 付表1-2の⑮X欄の金額 0		⑫E欄×22/78 1,229,572	⑫E欄×22/78 1,229,572
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯ 付表1-2の⑯X欄の金額			※マイナスの場合は第一表の⑲欄へ ※プラスの場合は第一表の⑲欄へ -277,785

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		2・4・1～3・3・31		氏名又は名称		社会福祉法人F l o w e r	
区 分		税 率 3 % 適 用 分 A	税 率 4 % 適 用 分 B	税 率 6 . 3 % 適 用 分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)		
課 税 標 準 額	①	円 0 0 0	円 0 0 0	円 0 0 0	※付表1-1の①X欄へ 円 0 0 0		
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① 1	※ 第二表の②欄へ		※ 第二表の③欄へ		※付表1-1の①-1X欄へ	
内 訳	① 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※ 第二表の⑧欄へ		※付表1-1の①-2X欄へ	
特定課税仕入れに係る支払対価の額							
消 費 税 額	②	※ 第二表の⑫欄へ		※ 第二表の⑬欄へ		※付表1-1の②X欄へ	
控 除 過 大 額	③	(付表2-2の⑮・⑯A欄の合計金額)		(付表2-2の⑮・⑯B欄の合計金額)		※付表1-1の③X欄へ	
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	(付表2-2の⑮A欄の金額)		(付表2-2の⑮B欄の金額)		※付表1-1の④X欄へ	
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤					※付表1-1の⑤X欄へ	
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤ 1					※付表1-1の⑤-1X欄へ	
内 訳	⑤ 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※付表1-1の⑤-2X欄へ	
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額							
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥					※付表1-1の⑥X欄へ	
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦	0		6,161		※付表1-1の⑦X欄へ 6,161	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※⑪C欄へ 6,161		※付表1-1の⑧X欄へ 6,161	
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	0		※⑫C欄へ 0		※付表1-1の⑨X欄へ 0	
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)	⑩						
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑪	(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額) 6,161		※付表1-1の⑪X欄へ 6,161	
差 引 税 額	⑫	(⑨B欄の金額) 0		(⑨C欄の金額) 0		※付表1-1の⑫X欄へ 0	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	※ 第二表の⑳欄へ 0		※ 第二表の㉑欄へ -6,161		※付表1-1の⑬X欄へ -6,161	
還 付 額	⑭	(⑪B欄×25/100)		(⑪C欄×17/63) 1,662		※付表1-1の⑭X欄へ 1,662	
納 税 額	⑮	(⑫B欄×25/100) 0		(⑫C欄×17/63) 0		※付表1-1の⑮X欄へ 0	
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)	⑯						

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

(R. 4. 1以後終了課税期間用)

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課税期間		2・4・1～3・3・31	氏名又は名称	社会福祉法人F l o w e r	
項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X + D + E)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	円 86,165,376	円 86,165,376	円 8,467,899	円 94,633,275
免 税 売 上 額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				※第一表の(15)欄へ ※付表2-2の(4)X欄へ 94,633,275
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				94,633,275
非 課 税 売 上 額	⑥				296,052,241
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦				※第一表の(16)欄へ ※付表2-2の(7)X欄へ 390,685,516
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧				※付表2-2の(8)X欄へ [24.22%] ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	円 436,101	円 72,689,804	円 349,257,640	円 422,383,545
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	円 25,439	円 4,199,855	円 24,765,542	円 28,990,836
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫				
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	円 25,439	円 4,199,855	円 24,765,542	円 28,990,836
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 9 5 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)	⑯				
課 5 課 9 5 個 別	⑰				
税 税 %	⑱				
億 未 対 ⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲				
売 売 売 ⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに	⑳				
円 上 満 共 通 して 要 する もの	㉑				
上 超 割 の 方 個別対応方式により控除する課税仕入れ	㉒				
高 又 合 場 等 の 税 額 [⑰+⑱×④/⑦]	㉓				
が は が 合 一括比例配分方式により控除する課税	㉔	円 6,161	円 1,017,304	円 5,998,801	円 7,022,266
控 の 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る	㉕				
除 調 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務	㉖				
税 額 整 居住用賃貸建物を課税賃貸用	㉗				
に 供 した (譲渡した) 場合の加算額	㉘				
控 除 対 象 仕 入 税 額	㉙	円 6,161	円 1,017,304	円 5,998,801	円 7,022,266
引 控 除 過 大 調 整 税 額	㉚				
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉛				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。

3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合

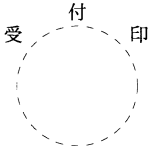
(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

課税期間		2・4・1～3・3・31	氏名又は名称	社会福祉法人F l o w e r	
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円
	②				
	③				
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			※付表2-1の④F欄の金額) 94,633,275
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤				
	非 課 税 売 上 額	⑥			
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦			※付表2-1の⑦F欄の金額) 390,685,516
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		⑧			※付表2-1の⑧F欄の割合) [24.22%] ※端数 切捨て
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨			436,101	※付表2-1の⑨X欄へ 436,101
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ 25,439
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪			※付表2-1の⑪X欄へ
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬			※付表2-1の⑬X欄へ
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭			※付表2-1の⑭X欄へ
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬+⑭)		⑮	0	25,439	※付表2-1の⑮X欄へ 25,439
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 9 5 % 以 上 の 場 合 (⑮ の 金 額)		⑯			※付表2-1の⑯X欄へ
課 5 課 9 5 個 別 税 税 % 億 税 % 売 売 未 円 売 対 上 上 応 超 上 満 割 の 高 又 合 場 が は が 合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			※付表2-1の⑰X欄へ
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱			※付表2-1の⑱X欄へ
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [(⑰+⑱×④/⑦)]	⑲			※付表2-1の⑲X欄へ
	一括比例配分方式により控除する課税 仕入れ等の税額 ((⑰×④/⑦))	⑳	0	6,161	※付表2-1の㉔X欄へ 6,161
控 除 調 整 税 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑			※付表2-1の㉑X欄へ
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒			※付表2-1の㉒X欄へ
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓			※付表2-1の㉓X欄へ
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑰、⑱又は⑲)の金額]±㉑±㉒±㉓)がプラスの時	㉔	0	6,161	※付表2-1の㉔X欄へ 6,161
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑰、⑱又は⑲)の金額]±㉑±㉒±㉓)がマイナスの時	㉕			※付表2-1の㉕X欄へ
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉖			※付表2-1の㉖X欄へ

注 意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑦及び⑮のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ⑨及び⑰欄には、値引き、割戻し、割引金など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

消費税及び地方消費税 確定申告書 (年分・令和 2年 4月 1日 令和 3年 3月31日 事業年度分・) に係る



税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

年 月 日
松任 税務署長 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	のばた合同税理士法人 (印)
	事務所の所在地	石川県金沢市高尾台1丁目442番地 電話 (076) 298 - 6299
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 野島 浩美 (印)
	事務所の所在地	石川県金沢市高尾台1丁目442番地 電話 (076) 298 - 6299
	所属税理士会等	北陸 税理士会 金沢支部 登録番号 第 76310 号
税務代理権限証書の提出		(有) (消費税及び地方消費税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	社会福祉法人F l o w e r
	住所又は事務所の所在地	石川県白山市田中町123番地10 電話 (076) 275 - 7007

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動計算書、事業活動内訳表、貸借対照表、貸借対照表内訳表、財産目録、就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書、その他明細書。	現金出納帳、普通預金通帳、請求書綴り、領収証綴り、国保請求一覧、利用者請求一覧、契約書、見積書

2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考
現金出納帳、普通預金通帳、請求書綴り、領収証綴り、国保請求一覧、利用者請求一覧、契約書、見積書	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

3 計算し、整理した主な事項

区 分		事 項	備 考
(1)	納税義務	基準期間における課税売上高が1,000万円以上であることを確認しました。	過年度申告書、総勘定元帳
	本則課税	今年度における課税売上高は5億円以下ですが、課税売上割合が95%未満であるため、一括比例配分方式により仕入控除税額を計算しています。	消費税集計表
	複数税率	令和1年10月1日消費税率改正に伴い、経過措置対応分を含め旧税率対象取引と新税率対象取引とが適正に区分処理されていること、軽減税率対象取引が適正に区分処理されていることを確認しました。	
	収入	介護施設への食材の売却については課税売上げ、国民健康保険団体連合会からの収入については非課税売上げ、特別養護老人ホームや小規模多機能施設に係る居住費や食費等については非課税売上げ、代金支払代行代や洗濯代等については利用者の選択によるサービスとなるため課税売上げとなっていることを確認しました。	国保請求一覧、利用者請求一覧
	仕入税額控除	受取った助成金や寄付金については、用途が福祉機器の購入用となっているものについては特定収入として計算しました。また、用途が人件費の補充となっているものについては非特定収入としました。	補助金決定通知書 請求書、見積書
	不動産の売却	前年度に購入した入江の土地建物を売却しています。売買契約書では土地と建物の金額が分けられていないため、固定資産税評価額で案分した上で、土地の売却金額については非課税売上、建物の売却金額については課税売上として処理していることを確認しました。 土地の売却がありましたが、過去3年間で最も高い課税売上割合と最も低い課税売上割合の差が5%超であったため、課税売上割合に準ずる割合の承認を受けることが出来ないことを確認しました。	売買契約書 固定資産税明細
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	特にありません。		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	仕入税額控除額の計算方法	前年度までは個別対応方式により仕入税額控除額を計算していましたが、今年度は一括比例配分方式で仕入税額控除額を計算しています。	

4 相談に応じた事項

事 項

相 談 の 要 旨

仕入税額控除額の計算方法

仕入税額控除額の計算方法には「個別対応方式」と「一括比例配分方式」があることを説明しました。それぞれについてメリット・デメリットを説明するとともに、一括比例配分方式を選択すると2年間継続適用しなければならないことを説明しました。その結果、「一括比例配分方式」を選択することとなりました。

5 その他

- (1) 当税理士事務所は、TKC全国会認定の「書面添付実践事務所」です。
- (2) 当税理士事務所は、TKC地域会研修所主催の生涯研修履修事務所です。
- (3) 当税理士事務所は、依頼者の企業を訪問し、巡回監査を実施しています。
- (4) 当税理士事務所は、TKC財務会計システム及び税務情報システムを利用しています。
- (5) その他、当税理士事務所が保存している帳簿書類等は次の通りです。

1) 基本約定書

2) 完全性宣言書

(6) 総合所見：

消費税の課税区分については、毎月の巡回監査時に個々の取引内容をチェックし、課税区分の誤りがあればその都度指導し、修正させました。また、決算に当たっては、TKC財務会計システムと税務情報システムにより消費税申告検討表、勘定科目別消費税額集計表を作成し、改めて損益科目と資産・負債科目について内容を検討しました。その結果、提示を受けた帳簿書類の範囲において、消費税課税標準額の算定に関しては、事実に基づいて適正に処理されたと認められます。

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項(1)

B 区分	C 事項	D 備考
不動産の購入	令和3年4月1日より入江においてデイサービス及びショートステイの施設を開設します。開設に当たり、新たに入江に土地を購入し、その上に建物を建築しています。当該事業では課税売上がないことを確認しましたので、土地については非課税取引とし、建物や器具備品等の固定資産及び入江で発生する経費については、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等によりのみ要するものとして仕入税額控除額の計算をしていることを確認しました。 また、令和3年4月1日より埼玉県春岡においてグループホームを開設します。開設に当たり、前期購入した土地の上に建物を建築しています。当該事業では課税売上がないことを確認しましたので、器具備品等の固定資産及び春岡で発生する経費については、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等によりのみ要するものとして仕入税額控除額の計算をしていることを確認しました。 建物については、引き渡しは令和2年10月1日以降であり、また、グループホームは居住用賃貸建物であるため、建物及び建物附属設備については、仕入税額控除を行っていないことを確認しました。	売買契約書 工事請負契約書 請求書 領収証 工事請負契約書 請求書 領収証 東京国税局文章回答事例「別紙 認知症高齢者グループホーム用建物の賃貸に係る賃料収入及びその取得費用に係る消費税の取り扱い」

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項(1)

B 区分	C 事項	D 備考
福祉用具等の購入	今年度中に、福祉用具の購入をしていることを確認しました。福祉用具の購入については、非課税仕入として処理されていることを確認しました。また、福祉車両のリースを行っており、当該リース資産についても非課税仕入として処理されていることを確認しました。	請求書 領収証

受付印 年 月 日 松任 税務署長 殿		税 務 代 理 権 限 証 書 ※整理番号	
税 理 士 又 は 税理士法人		氏名又は名称	のばた合同税理士法人
		事務所の名称及び所在地	石川県金沢市高尾台1丁目442番地 電話 (076) 298 - 6299 連絡先 電話 () -
		所属税理士会等	北陸 税理士会 金沢 支部 登録番号等 第 4523 号
上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 令和 3 年 5 月 25 日			
過 年 分 に 関 する 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】		☒
調 査 の 通 知 に 関 する 同 意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】		☒
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】		☐
依 頼 者	氏 名 又 は 名 称	社会福祉法人 Flower 高 畠 樹 (印)	
	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	石川県白山市田中町123番地10 電話 (076) 275 - 7007	
1 税務代理の対象に関する事項			
税 目 (該当する税目にレ印を記載してください。)		年 分 等	
所得税(復興特別所得税を含む) ※申告に係るもの	☐	年 分	
法人税 (復興特別法人税を含む)	☒	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	
消費税及び 地方消費税(譲渡割)	☒	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	
所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの	☐	自 年 月 日 至 年 月 日 (法定納期限到来分)	
税	☐		
税	☐		
税	☐		
税	☐		
2 その他の事項			
(1) 上記1の申告書等の提出を電子申告にて行うこと。			
※事務処理欄	部 門	業 種	他部門等回付 () 部門

業務の委任に関する 基本約定書

②

税務当局から最高の信頼（申告是認または調査省略などの判定）を受けるため、

（関与先）社会福祉法人F l o w e r（以下甲という）と

（TKC会計人）のばた合同税理士法人（以下乙という）

とは、次のとおり約定する。

第1条

甲は、乙または乙の使用人等（以下単に乙という）に対し、甲の資産・負債に影響を及ぼすべき一切の取引を、完全網羅的に、真実を、適時に、かつ整然明瞭に記帳または記録して、これを提示しなければならない。また、これらに関連する乙の質問に対しては、甲は忌憚なく、その実態を開示しなければならない。

第2条

乙は、TKC会計人の誇りと、会計人としての使命とに鑑み、甲に対し原則として毎月1回以上の巡回監査を実施し、全力をあげて、法の許す限りの節税と甲の経営の発展のため、正しい会計処理の指導及び経営助言を行わなければならない。

第3条

甲は、情を識りつつ、誤って前記第1条に違反して、乙に対し、虚偽、又は不正の証憑書や完全網羅的でない会計記録を提示していたときは、その責任を甲自ら負うとともに、その結果について、乙に損害を与えた場合も、甲の責任とするものとする。

第4条

乙は、相当の注意を欠き（税理士法第45条2項）、前記第2条に違反したときは、甲の受けた損害につき、その賠償の責任を負うものとする。

以上の約定の証として、甲乙は自署捺印のうえ、各々正本一通を保管するものとする。

年 月 日

当事者 甲 住 所 石川県白山市田中町123番地10

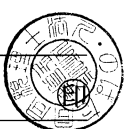
商 号 社会福祉法人F l o w e r

代 表 者 高 畠 樹

当事者 乙 住 所 石川県金沢市高尾台1丁目442番地

事 務 所 のばた合同税理士法人

所 長 野 畠 浩 美



完 全 性 宣 言 書

③

年 月 日

(TKC会計人)

のばた合同税理士法人 殿

(住 所) 石川県白山市田中町123番地10

(商 号) 社会福祉法人Flower

(代表者) 高 畠 樹



(関係取締役) 印

(経理事務
監督責任者) 印

(経理事務
担当者) 印

私は、私の権限と責任において、当社の資産・負債に影響を及ぼすべき一切の取引について、当社の帳簿には、完全網羅的に、真実を、適時に、かつ整然明瞭に記載して、貴事務所に提示したことを、宣言いたします。

なお、当社の帳簿に書かれていない私の個人的な租税債務、当社の財産評価に関係してくる重要な契約、法廷上の争い、その他の係争事件や債務関係について、決算日現在及び今日までに貴事務所に報告しなかったものは無いことを誓約します。また当社の会計処理には、仮装隠蔽の事実及び民商法上の（契約の）形成可能性の濫用を行った事実は全くありません。

なお、当宣言書が虚偽であり、その結果貴事務所に損害を与えた場合は、当方の責任であることを申し添えます。

以 上

確定申告の税額計算報告書

(第 9 期: 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

社会福祉法人 Flower

殿

のばた合同税理士法人

貴社の当事業年度の申告税額（消費税等・法人税等・地方税）についてご報告申し上げます。

	消 費 税 等	法人税等・地方税	合 計
この申告により納付する税額	0 ^円	^円	0 ^円
この申告により還付される税額	1,262,929		1,262,929

1. 消費税等

納期限: 令和 3 年 5 月 31 日 (月)

税 目	当 課 税 期 間 の 税 額	中 間 納 税 額	申 告 税 額
消費税・地方消費税	△ 1,262,929 ^円	0 ^円	(還付) 1,262,929 ^円

2. 法人税・地方法人税

納期限:

税 目	年 税 額	中 間 納 税 額	申 告 税 額	還 付 の 内 訳		繰 上 還 付 税 額	繰 下 還 付 税 額
				所 得 税 額 等	中 間 納 税 額		
法 人 税	^円	^円	^円	^円	^円		^円
地 方 法 人 税							

法人税の課税標準 (所得金額):

3. 地方税 (都道府県民税、事業税、特別法人事業税及び市町村民税)

納期限:

税 目	年 税 額	既 に 納 付 確 定 し た 額	納 付 す べ き 額	見 込 納 付 額	差 引 税 額	今 回 納 付 税 額
都 道 府 県 税	都 道 府 県 民 税	^円	^円	^円	^円	^円
	(法人税割)					
	(均等割)					
	事 業 税					
	(内、外形標準 課税・収入割分)					
	特別法人事業税					
	事業税・特別 法人事業税計					
	都道府県税合計					
市 町 村 民 税	市 町 村 民 税					
	(法人税割)					
	(均等割)					
	地 方 税 合 計					

(注1) 都道府県民税・市町村民税の「納付すべき額」「差引税額」は、全都道府県(市町村)を「相殺表示」に統一して金額を表示しています。

(注2) 都道府県民税・市町村民税の「見込納付額」は、均等割額、法人税割額の順に充当しています。

4. 関与先承認欄

当社の当事業年度の決算について、以下の事項を了承いたします。

1. 決算内容に関する事項
2. 申告内容及び税額
3. その他、決算申告に付随する業務

理事長 高 島 樹



以 上

税務署受付印

公益法人等の損益計算書等の提出書

令和 年 月 日 松任 税務署長殿	※ 税 務 署 処 理 欄	一 連 番 号											
		整 理 番 号											
		提 出 年 月 日	年		月		日						
		通 信 日 付 印						確 認 印					
租税特別措置法第 68 条の 6（公益法人等の損益計算書等の提出）の規定に基づき、 別添のとおり 損益計算書 収支計算書 を提出します。													
事 業 年 度		自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日											
主たる事務所の所在地		〒924 - 0801 石川県白山市田中町123番地10 電話 （ 076 ） 275 - 7007											
(フリガナ)		シャカイフクシホジシツフラー											
法 人 名		社会福祉法人F l o w e r											
法 人 番 号		↓提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。 5 2 2 0 0 0 5 0 0 7 9 8 8											
(フリガナ)		タカバタ タツル											
代 表 者 氏 名		高 畠 樹 ㊞											
損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください）。 なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。 また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。													
事 業 の 科 目		収 入 金 額		事 業 の 科 目		収 入 金 額							
		円				円							

(規格 A 4)

受付印		税 務 代 理 権 限 証 書		※整理番号	
年 月 日		氏 名 又 は 名 称		のばた合同税理士法人	
松任税務署長 殿		税 理 士 又 は 税理士法人		事務所 石川県金沢市高尾台1丁目442番地 電話 (076) 298 - 6299 連絡先 電話 () -	
		事務所の名称及び所在地			
		所属税理士会等		北陸 税理士会 金沢 支部 登録番号等 第 4523 号	
上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。					
令和 年 月 日					
過 年 分 に 関 する 税 務 代 理		下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】			
調査の通知に関する同意		上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】			
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め		上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】			
依 頼 者		氏 名 又 は 名 称		社会福祉法人F l o w e r ㊤	
		住所又は事務所の所在地		石川県白山市田中町123番地10 電話 (076) 275 - 7007	
1 税務代理の対象に関する事項					
税 目 (該当する税目にレ印を記載してください。)		年 分 等			
所得税(復興特別所得税を含む) ※申告に係るもの		令和 年 分			
法人税(復興特別法人税を含む) 地方税法(復興特別法を含む)		自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			
消費税及び地方消費税(譲渡割)		自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			
所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの		自令和 年 月 日 至令和 年 月 日 (法定納期限到来分)			
税		□			
税		□			
税		□			
税		□			
2 その他の事項					
※事務処理欄 部門 業種 他部門等回付 () 部門					